

# 土壤汚染関係手続について（土地所有者等用）

## 1 土壤汚染調査が必要となるきっかけ

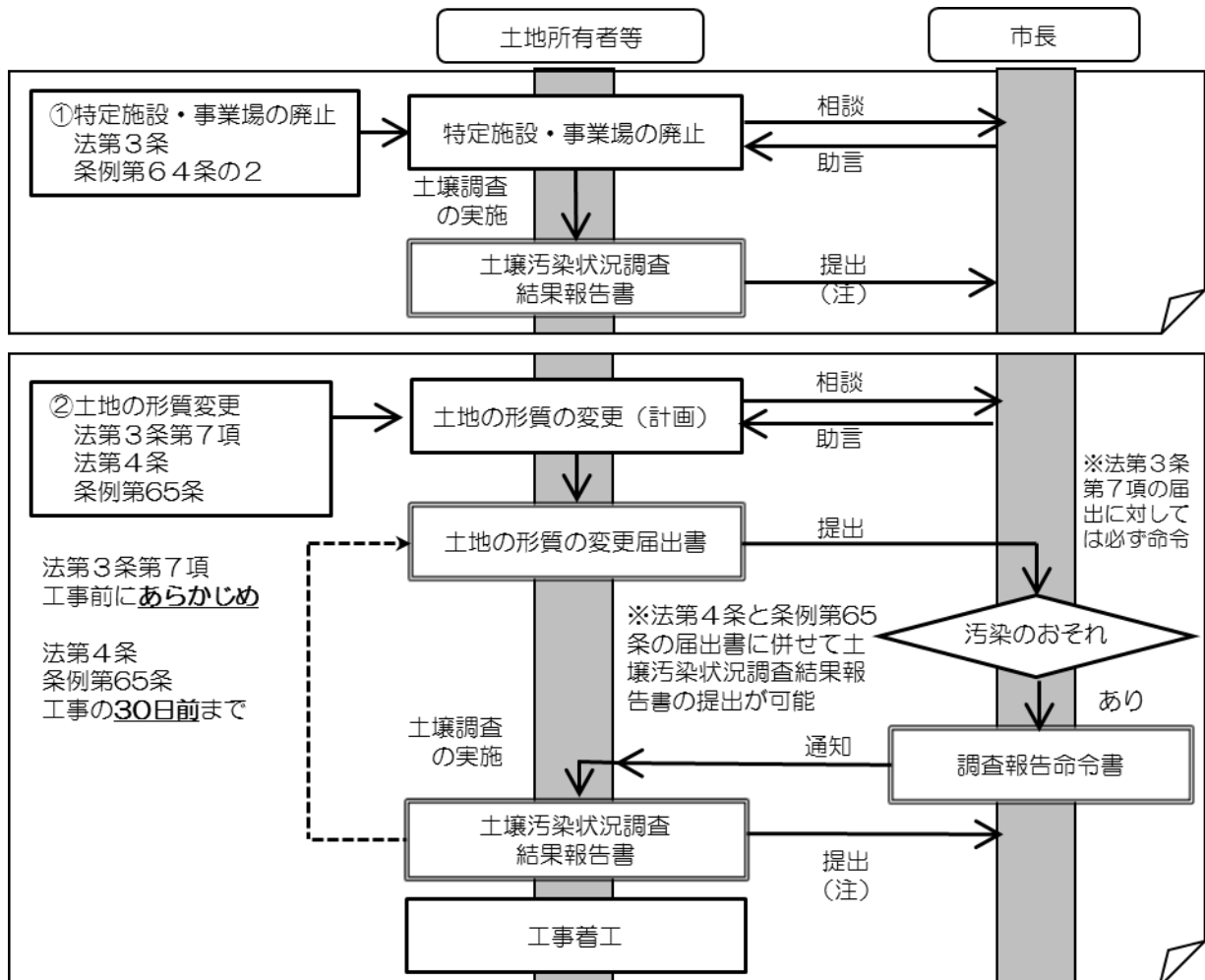
土壤汚染対策法又は横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、土壤汚染状況調査を行う必要がある場合は、次の①～⑤に該当するときです。土壤汚染状況調査は、土地の所有者等が実施し、市長へ報告する必要があります。土壤汚染が認められた場合は、区域に指定され、土地の利用に制限がかかることになります。

- ① 有害物質を使用等していた特定施設・事業場の廃止のとき
- ② 法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地で900㎡以上の形質変更を行う届出をし、市長から調査を求められたとき
- ③ 形質変更時に、土壤汚染のおそれがあるとして、市長から調査を求められたとき  
※「形質変更」とは、土地の掘削又は盛土をいう。  
※届出要件 法：有害物質使用特定施設に係る土地＝900㎡以上、その他＝3,000㎡以上  
条例：特定有害物質使用等事業所＝規模問わない、その他＝2,000㎡以上
- ④ 健康被害が生ずるおそれがあるとして、市長から調査を求められたとき
- ⑤ 自主調査において判明した土壤汚染の指定の申請のとき（任意）

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は、土地の所有者が該当します。

## 2 手続の流れ

上記①又は②に該当する場合の土地の所有者等が行う手続は、次のとおりです。手続を行う場合は、あらかじめ担当窓口において、相談をお願いします。



注：土壤汚染状況調査で汚染が確認された場合は、3のとおり、土地の利用に制限が生じます。

※この案内は概要版です。詳細については、「届出の手引」をご覧ください。

### 3 区域に指定された土地の利用について

土壤汚染状況調査を実施し、汚染が認められた場合は、「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定され、土地の利用に制限が生じます。

#### 要措置区域（法・条例）

土壤汚染による人への健康影響のおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染除去等計画の提出を市長が指示
- 土地の形質変更（掘削等）の原則禁止

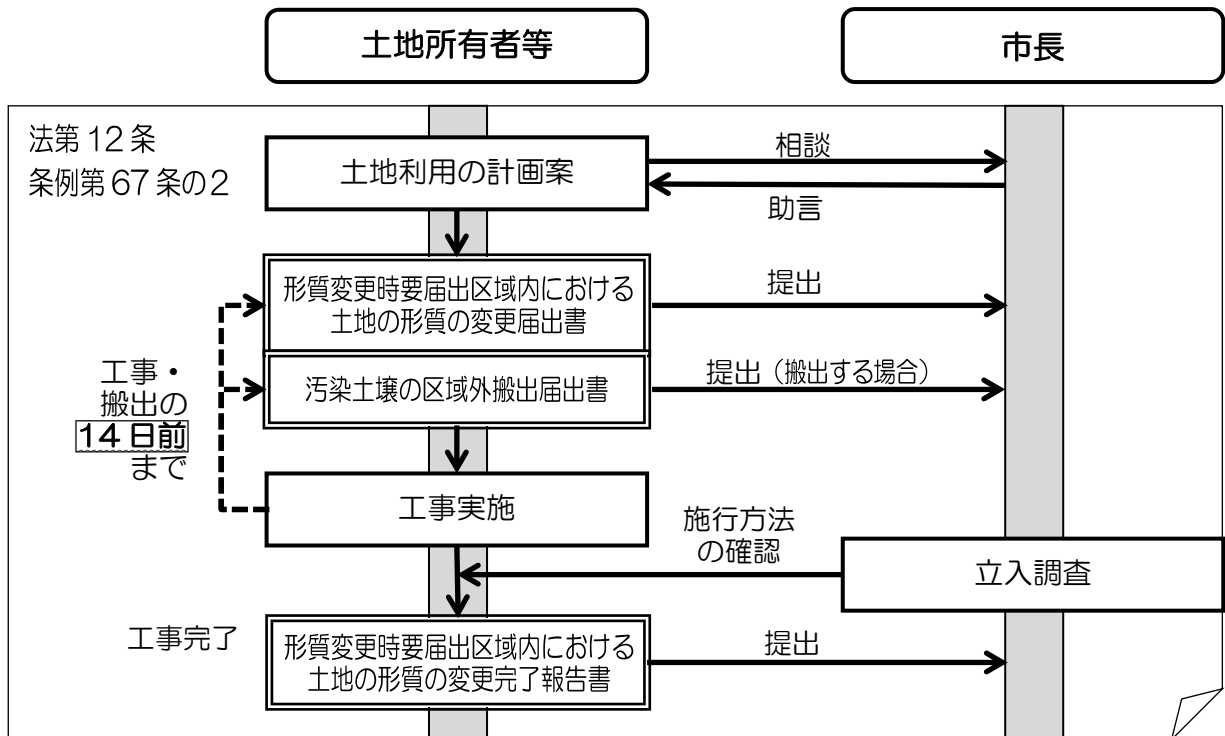
#### 形質変更時要届出区域（法・条例）

土壤汚染による人への健康影響のおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（既に措置が行われた区域を含む。）

- 土地の形質変更時に市長に計画の届出が必要（4を参照）
- 適切な土地の管理が必要（フェンスや舗装の維持管理、土壤の飛散防止等）

### 4 形質変更時要届出区域における土地の利用の手続について

土地の利用により、新たに人の健康や環境にリスクを生じさせないようにする必要があります。工事を行う場合は、次のような手続が必要ですので、あらかじめ担当窓口において、相談をお願いします。



※この案内は概要版です。詳細については、「届出の手引」をご覧ください。

### 5 区域の指定の解除について

土壤汚染対策を実施し、土壤汚染が認められなくなった場合は、区域の指定の解除を行います。区域の指定の解除のためには、汚染の除去等の技術的基準に適合する必要があります。また、2年間の効果確認が必要な場合もあります。工事を行う前には、担当窓口と十分に協議をし、施行方法の確認を行ってから工事を実施するようにお願いします。

【問合せ】 横浜市みどり環境局 水・土壤環境課 土壤対策担当  
電話：045-671-2494  
メール：mk-dojo@city.yokohama.lg.jp

令和6年4月発行